**特定事業所加算の届出を行う居宅介護支援事業所の方へ**

平成27年度の介護報酬改定において、居宅介護支援事業所における特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の加算算定要件に、事業所が介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが追加されました。

そのため、特定事業所加算を取得するには、加算の届出に加えて、実務研修の実習受入事業所としての登録手続きが必要になります。

実習受入事業所の登録手続きについては、以下の実務研修実施機関に直接ご確認いただくか、下記に記載のホームページでご確認いただき、**加算の届出日までに**「愛知県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」（第１号様式）に受付印をもらっていただき、所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、加算の申請に当たり、実務研修実施機関の受付印のある「第１号様式」（写）の添付が必要となりますので、予め御了承ください。

　また、実習受入事業所の登録を辞退された場合を始め、特定事業所加算の算定要件を満たさなくなった場合は、加算の取り下げの手続きが必要になります。

**【愛知県介護支援専門員実務研修実施機関】**

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

愛知県福祉人材センター実務実習担当

〒４６１－００１１

愛知県名古屋市東区白壁１丁目５０番地　愛知県社会福祉会館５階

電　話　０５２－２１２－５５１６（平日８時４５分から１７時３０分まで）

ＦＡＸ　０５２－２１２－５５１８

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.aichi-fukushi.or.jp/

　　　　　愛知県社会福祉協議会ホーム＞ご案内＞介護支援専門員実務研修の実習受入れのお願い